

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の市規則で定める日を定める規則を公布する。

令和5年5月2日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 7 号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の市規則で定める日を定める規則

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年4月24日京都市条例第1号）附則に規定する市規則で定める日は、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）にかかり、又はかかっていると疑われる者について、当該者が労務に服することを予定していた日のうち、その療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後最初の日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)